

令和6年度 事業計画書

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による行動制限が緩和され、人々の活動が活発化して社会経済活動に回復が見られるとともに、賃金については上昇傾向が高まるなど、景気拡大が大いに期待される場所である。

このような中において、少子高齢化と人手不足はますます深刻化しており、社会経済を維持していくためにも、働く意欲のある高齢者に活躍できる場を提供し、その能力を十分に発揮できる機会を提供することが、ますます必要になっている。

当地域においても同様であり、シルバー人材センターとしては、高齢者への就業機会の提供、高齢者の生きがいをづくりと合わせて、地域住民、企業、行政等のニーズに応じて地域に貢献していく必要がある。

当センターでは、事業実績において、感染症の影響により減少した業務が元へ戻ってきたものもあり、さらなる回復を目指していく。

会員数については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により事業主に課せられた70歳までの就業確保努力義務の影響は見られずに微増しており、引き続き会員拡大に取り組んでいく。

一方、当センターへの業務依頼は増加しているにもかかわらず、会員の希望とのマッチングや会員数の関係で依頼に応えることができない状況にもあり、引き続き、会員ニーズに応じた就業機会の確保・提供に努めるとともに、地域ニーズに応じた対応などに積極的に取り組んで、活力ある地域社会づくりに貢献していくこととする。

また、インボイス制度が令和5年10月から始まったことに加えて、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）が本年秋から施行される予定であり、これに適切に対応していくこととする。

さらに、県連合会と密接に連携しながら、会員拡大、会員の適正・安全就業の推進、技能のレベルアップ、ボランティア活動などに積極的に取り組み、シルバー事業の発展を図るために、次の事業を推進することとする。

1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供を行う。

(1) 就業機会の確保及び提供

民間企業、家庭及び公共団体等地域社会の就業ニーズの把握に努め、会員の職業能力や経験を活かせる仕事を開拓するとともに、会員の希望、能力等に応じて公平に提供することに努める。

(2) 会員拡大の推進

シルバー事業を円滑かつ安定的に行うためには、就業機会の確保のみならず、就業する会員の拡大が必要不可欠である。

このため、八幡浜市の広報誌や郵便封筒等への広告掲載を行うほか、各種講習会やボランティア活動を通じた周知・広報等の活動を積極的に行うとともに、会員による勧誘、口コミなど会員の協力を得て、会員の拡大を図る。特に女性会員の拡大に努める。

(3) 適正就業の推進

臨時的かつ短期的又は軽易な業務についてのガイドラインを基にローテーション就業等を推進するとともに、就業内容の再点検を行い不適切な請負の可能性の高い就業については、労働者派遣事業への切り替えに努める。

(4) 地域班・職群班の設置及び育成

地域班・職群班の設置に努め、事業開拓及び顧客ニーズへの対応を図る。

(5) フリーランス法施行への対応

会員へ就業条件を明示するための準備を進めるとともに、契約方法の見直しについて周知することに努める。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介するため、公共職業安定所等と連携を取った職業紹介事業を実施する。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき実施する。

3 高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能講習会

地域に高齢者の就業にふさわしい仕事（臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務）が存在していても、それを行うために必要な経験や能力等が高齢者に不足している場合には、実際の就業には結びつかない。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした各種講習会等を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し実際の就業に結び付ける。

（講習会開催計画）

- ア 剪定講習会
- イ 草刈り機・チェーンソー安全使用講習会
- ウ 安全運転講習会

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動の推進

社会参加活動の一環として、地域住民と共に公共施設等の清掃・除草・剪定等のボランティア活動を実施し、高齢者の生きがいを促進するとともに、シルバー人材センターのイメージアップを図る。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために、就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に努める。

5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

就業機会開拓推進員をセンターに配置し、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し、高齢者の職業能力や経験を生かせる仕事を積極的に開拓することに努める。

(2) 調査研究事業

地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員（高齢者）の意識調査や健康づくりの推進に関する調査などを行う。

(3) 安全・適正就業の推進

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながらセンターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、3(1)の各種技能講習会や次の講習会等を開催するなどして、安全意識の徹底と健康管理の啓発などを行う。

また、7月に実施される「シルバー人材センター事業安全・適正就業強化月間」を中心に事務局職員などによる現場作業の巡回指導等を行い、安全就業の推進を図る。

(研修会等開催計画)

- ア 交通安全教室
- イ 健康教室
- ウ 新入会員説明会
- エ 県連主催安全就業推進大会参加

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる一般市民や事業所等及び会員となりうる高齢者に対し、基本的理念や事業の仕組み等を周知する。

- ア ホームページを利用したの広報、情報公開
- イ 普及啓発用のチラシの作成・市広報への折込、市封筒への広告印刷
- ウ シルバー人材センターの適正就業ガイドラインの活用
- エ フリーランス法の施行によるシルバー人材センターの契約方法の見直しについて発注者への周知

など